

(案)

令和4年3月28日



岡山地方労働審議会

会 長 妻 鹿 安希子 殿

岡山地方労働審議会

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

部 会 長 土 岐 将 仁

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について

本専門部会は、令和4年2月18日以来、3回にわたり専門部会を開催して、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

今回の改正により、別紙中「カプラー差し」は「先ハメ」に、「カプラー」は「コネクタ」に改める。

次の岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること。

1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る先ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額 (注)
先ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 37 銭
		20センチメートルを超え 50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43 銭
		50センチメートルを超え 2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 61 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 28 銭
		15センチメートルを超え 30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 41 銭
		30センチメートルを超え 50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 56 銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 66 銭

(注)「先ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう

4. 効力発生の日

令和4年7月1日

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会審議経過一覧

会 議 等	年 月 日	審 議 内 容
改正決定の諮問	令和3年 9月30日	岡山労働局長から岡山地方労働 審議会会長あて諮問
改正決定に関する 意見聴取公示	9月30日	締 切 令和3年10月15日
第42回岡山地方労働審議会	11月29日	専門部会の設置
専門部会委員の指名	令和4年 2月1日	9名 指名
専門部会 (第1回)	2月18日	1. 部会長・部会長代理の選任 2. 専門部会の運営について 3. 基本的考え方の表明 4. その他
専門部会 (第2回)	3月3日	1. 最低工賃額の審議 2. その他
専門部会 (第3回)	3月28日	1. 最低工賃額の審議 2. その他